

コラム3 大阪府貝塚市の母子自立支援プログラム策定事業の取組**－児童扶養手当の申請段階からアプローチし、きめ細かな個別支援を実施－**

大阪府貝塚市では、平成17（2005）年7月から母子自立支援プログラム策定事業をモデル的に実施しており、市役所児童福祉課にプログラム策定員を1名配置している。同課は、母子寡婦福祉貸付金及び自立支援教育訓練給付金など各種給付金の窓口や保育所入所の担当も兼ねており、児童扶養手当の支給から、生活支援、就労支援まで一体的な支援が可能となっている。事業実績は、自立支援プログラム策定件数が平成17（2005）年度15人、平成18（2006）年度20人となっており、就業実績は、それぞれ9人、16人となっている。

母子家庭の母の自立支援を効果的に進めるため、同市では、①離婚直後等により生活が不安定であるために特に支援が必要な者、②児童扶養手当の一部支給停止措置が適用されることを前にして新たに就職・転職を求めている者などを重点的支援対象者と位置付け、児童扶養手当の支給申請や現況届を提出するために窓口を訪れた者を対象として事業パンフレットを配布しており、約1か月後に就労意欲を確認し、支援対象者へのアプローチを図っている。

就業支援に当たっては、就業に当たっての心構え、履歴書の書き方、模擬面接の実施などの支援を個別に行うとともに、毎週月曜日には、新聞の折り込み求人広告や街頭の軒先等に貼り出されている求人募集の広告を切り貼ったり地図上に示すなどの情報提供に取り組んでいる。模擬面接などの技術的な支援に加え、こうした求人情報の提供が支援対象者の就職に対する具体的なイメージを描くことになり、就業意欲の喚起につながっている。

また、保育所の優先入所などの生活支援が必要な者については、同課において保育所入所を管轄していることもあり、支援者の利便を図ることが可能となっており、また、離婚前相談のため来所した者についても、離婚前から就業支援について説明することにより、離婚後の自立に向けて一貫した速やかな支援が可能となっている。

さらに、ハローワークとの連携が必要な者については、生活保護受給者等就労支援事業に移行し、ハローワーク担当者との面接を模擬面接と位置付け、母子家庭の母が面接本番で能力を最大限発揮できるよう配慮を行っており、ハローワークに対する支援要請者数は平成17年度に4人、18年度に9人、このうち就業に結び付いた者はそれぞれ3人、6人と高い就業実績を上げている。

《個別事例》

<p><事例1> 対象者が抱える課題をハローワークと福祉事務所が一体となったケース会議で明らかにし、問題の解決に向け、行政と対象者が意欲的に取り組んだケース。</p>	
世帯構成	本人（48歳）と高校生の子どもの2人世帯。
本人の経歴	卸売業で10年近く事務職に従事したが、給与の遅配があるため転職を検討。
福祉事務所とハローワークの支援	福祉事務所で履歴書の書き方の指導等を実施。職業検索の要領がつかめなため、ハローワークへ支援要請。ハローワーク、福祉事務所、本人を交えたケース会議の結果を踏まえ、福祉事務所がパソコン基礎講座の受講を奨励し、ハローワークが積極的な求人情報の提供、求人検索の指導等きめ細かな指導を実施。
結果	ケース会議の結果を踏まえ、本人がパソコン教室を受講するとともに、ハローワークの支援を受けつつ、積極的に求人検索を行うことにより、正社員として再就職が決定。

<p><事例2> ハローワークの専任の支援スタッフが、対象者の意向や状態を踏まえたきめ細かな支援を行うとともに、子どもについても、福祉事務所において保育所への優先入所を確保した結果、正社員としての就職が可能となったケース。</p>	
世帯構成	本人（35歳）と子ども（4歳）の2人世帯。
本人の経歴	高卒後10年のデパート勤務を経て結婚。5年の専業主婦生活を経て離婚。パソコンスキルはテンキー入力程度。
福祉事務所とハローワークの支援	15年ぶりの就職活動に当たって、毎回、ハローワークの同じ専任スタッフが履歴書の書き方や面接時の対応について助言するとともに、ハローワークの求人自己検索機の使い方や、相談者の意向を踏まえた求人情報の提供、就職先の提案を行う。また、子どもについても、福祉事務所において保育所への優先入所を確保した。
結果	当初は、近隣で勤務時間と休日重視のパート勤務を希望していたが、こうした相談支援を受ける経過の中で、勤務時間や休日の条件を譲歩。最初に福祉事務所に来所してから約40日で、営業事務の正社員として採用。

2 職業能力開発

母子家庭の母については、婚姻中離職していたことにより職業能力が低下していたり、就業していても、より高収入の得られる専門的な職業能力に欠ける場合もみられる。このため、無料で公共職業訓練を実施するとともに、平成15（2003）年度からは、従来の公共職業訓練に加えて、地方公共団体が母子家庭の母を対象に自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を支給する事業等を実施している（図表2-1-12）。